

# 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会運営要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## （会議の公開）

第2条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年5月1日条例第17号）第7条に該当する場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

## （協議会の傍聴）

第3条 協議会は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

- 2 委員長は、協議会の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- 3 委員長は、協議会の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、傍聴に関する要領は別に定める。

## （その他）

第4条 この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は平成29年8月21日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。

## **地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会傍聴要領**

### **1 地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会（以下「協議会」という。）の傍聴する場合の手続き**

- (1) 協議会の傍聴を希望する場合は、協議会の開催予定時刻までに受付し、協議会の委員長の許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会の15分前から開始し、定員になり次第、受付終了とします。なお、受付開始時において定員を超えている場合は、抽選となります。

### **2 協議会の秩序の維持**

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### **3 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項**

傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による協議会冒頭の写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、協議会の支障となる行為をしないこと。

### **4 その他**

- (1) この要領に定めるもののほか、傍聴者等は、委員長の指示に従ってください。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定めることとします。

### **附則**

この要領は平成29年8月21日から施行し、平成30年3月31日に効力を失う。